

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（407）」

2. 日時：平成28年8月25日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 7階 耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、江寄安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、照井安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループマネージャー 他15名

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力土木室 室長代理 他1名

東北電力株式会社：土木建築部 火力原子力土木 担当

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長 他3名

北陸電力株式会社：東京支社 原子力・技術チーム副課長 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 マネージャー（耐震土木）

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「3条 設計基準対象施設の地盤」及び「5条 津波による損傷の防止」における、液状化及び大湊側入力津波についてについて説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<5条 津波による損傷の防止>

- 津波防護に関する施設の設計について、要求機能、評価対象部位、破損モード、許容限界等を整理して説明すること。
- 柏崎検潮所が発電所から12km程度離れていることを踏まえ、敷地内で観測された記録と比較・分析した上で、妥当性を説明すること。
- 広域的な余効変動の継続について、どのように傾向を把握して安全評価への影響を検討したのかが分かるように説明すること。
- 沈下量の分布図について、計算過程を含めて詳細に説明すること。
- 評価地点によるバラツキを踏まえ、必要に応じて設計への反映の考え方を

説明すること。また、津波評価結果の表に許容津波高さ及び裕度も追記すること。

<3条 設計基準対象施設の地盤：液状化影響の検討方針について>

- 液状化試験箇所の代表性について、追加調査する必要性を検討するためO-1（洪積砂質土層Ⅰ、Ⅱ）の粒径加積曲線についてバラツキを含めて考察し、説明すること。
- 液状化試験箇所の代表性におけるA-2（洪積砂層Ⅱ）とA-1（洪積砂層Ⅰ、Ⅱ）の評価の違いについて、物性等の違いとこれまでのデータ整理の流れとの結びつきを明確にし、説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における液状化影響の検討方針について